

平成14年 第1回 臨時会

厚岸町議会議録

平成 14 年 4 月 18 日 開会

平成 14 年 4 月 18 日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成14年厚岸町議会 第1回臨時会会議録

招 集 期 日	平成14年 4 月18日
招 集 場 所	厚岸町議場
開催日時	開 会 平成14年 4 月18日 午前10時00分
	閉 会 平成14年 4 月18日 午後10時51分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈太郎	○	12	高 島 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁悦郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真里谷 誠 治	×	16	音喜多 政 東	×
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果、出席議員 17名 欠席議員 3名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一	議事係主任	大 崎 かおり
議事係長	高 橋 政 一		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	教 育 長	富 澤 泰
助 役	鈴 木 英 世	病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
収 入 役	君 澤 英 二		
総 務 課 長	斉 藤 健 一		
企画財政課長	黒 田 庄 司		
税 務 課 長	大 野 榮 司		
税務課長補佐	豊 原 隆 弘		
町民税係長	須 佐 祐 吉		
保健福祉課長	大 沼 隆		

1. 会議録署名議員

議 席 7 番	池 田 實	議 席 8 番	小 澤 準
---------	-------	---------	-------

1. 会 期

4月18日から4月18日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成14年 厚岸町議会第1回臨時会 議事日程

平成14年4月18日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	報告第1号	専決処分事項の報告について
5	議案第42号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第43号	厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第44号	平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算

- 議長 | ただ今より、平成14年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。
- 開会時刻10時00分
- 議長 | 直ちに、本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 池田議員、8番 小澤議員を指名いたします。
- 議長 | 日程第2、議会運営員会報告書を議題といたします。
- 委員長の報告を求めます。
- 3番 田宮委員長。
- 3番 | 9時半から議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営について協議をいたしました。本日提案されますのは、報告第1号専決処分の報告、それから議案第42号並びに43号、条例制定が1件であります。さらに、補正予算が1件上程を予定しております。次に会期の決定であります。会期は4月18日本日1日間というふうにいたしました。よろしく願いいたします。
- 議長 | 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長 | 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 本臨時会の会期は、ただ今の議会運営員会報告にありましたように、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- ご異議なしと認めます。
- よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。
- 議長 | 日程第4、報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。
- 職員の説明を省略し提案理由の説明を求めます。
- 企画財政課長

ただ今上程をいただきました報告第1号、専決処分事項の報告についてでございますが、その提案理由を説明させていただきます。

平成13年度の一般会計の歳入歳出予算、それにつきましては先の3月に6回目の補正予算として追加議決をいただいた所でございますが、例年のことではございますがその段階でまだ一部の地方債の国からの発行許可額が確定いたしませず年度末ぎりぎりを持って最終確定する仕組みとなっておりますことから、今回限度額の補正が必要となりましたため、本文に入りますが、緊急執行を要した平成13年度の厚岸町一般会計補正予算、これを地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により報告をさせていただきます議会の承認を求めるものでございます。

2ページをお開き願います。総総専第1号専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。平成14年3月29日付であります。厚岸町長若狭 靖。

内容でございますが平成13年度厚岸町一般会計の補正予算7回目です。平成13年度厚岸町一般会計補正予算は次に定めるところによる。第1条の地方債の補正です。地方債の変更は、第1表地方債補正による。次のページ、3ページですが、第1表、地方債補正変更でございます。起債の目的で3つほど書かれておりますが、まず、一般公共事業これの発行限度額これの発行前が、9,910万円でありましたところ、3,550万円を限度額を引き上げ、1億3,460万円とさせていただくものであります。これについては一般公共事業債の内の財源対策分所謂財源対策債と言われている部分の許可額が最終的にこの段階で確定したことによりまして増額をするものであります。

それから2段目の辺地対策事業であります。210万円の補正増、併せまして4,150万円と限度額をこれまた引き上げさせていただくものであります。プライベート集会所の増築事業に関わりまして、既存部分を解体する経費が起債対象になるかならないかと言う部分で直前まで色々国若しくは道と折衝をし、その結果、210万円分が対象額が増えまして起債発行が可能になったことに伴います増額になります。3番目の公有林の整備事業債20万円の減額ですが、限度額の引き下げですが、これは造林事業の実施による起債の財源が最終確定に伴いましてこちらのほうは減額と言うことになります。併せまして補正額3,740万円の限度額の増とさせていただきますものであります。なお、摘要欄であります。起債の方法、利率、償還の方法等々につきましては、変更は一切ございません。

4 ページになりますが、地方債の補正に伴いまして、調書を添付してごさいます。地方債の変更に関する調書補正ということでございまして、今回の限度額の引き上げ3,740万円を加えまして、13年度末の現在高見込額、これが右下欄のとおり133億2,716万7千円となるものでございまして、ご参照願います。

以上大変雑ばくな説明ではございますけれども、報告第1号の提案理由とさせていただきますと存じます。何卒ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。ありませんか。
(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第5、第6に入る前に、議案の字句の訂正を求められておりますのでこれを許します。税務課長

税務課長 誠に恐縮に存じますが、議案に一部ミスがございますのでこの場で訂正方をよろしくお願い申し上げます。訂正箇所については6 ページ、議案第42号の上から6 行目の附則第17条第1 項第2 号中の次にカギ括弧がございます。その中に、「超え8,000千万円以下である場合」というところの漢字の「千」を削除いただきたいという内容でございます。千を取って、「8,000万円以下」と言うことに相成ります。申し訳ございませんがよろしくお願い申し上げます。

議 長 日程第5、議案第42号 町税条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第6、議案第43号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について。以上2 件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 税務課長

税務課長 ただ今一括議題として上程いただきました、議案第42号、議案第43号について、その提案理由についてご説明申し上げます。先ず、5 ページの議案第42号、町税

条例の一部を改正する条例の制定について、町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。本条例改正の要旨であります。最近における社会的経済情勢に鑑み、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充を図る他、株式譲渡益に係る個人住民税の申告を必要とする特例の創設、及び固定資産税の課税標準等特別措置の整理合理化等を行うこととして地方税法の一部の改正がなされ、併せて関係政省令も改正され、3月31日一括公布されたところであります。従いまして今般の条例改正はこれらの法律改正等を受けまして、4月1日以降に課税となる個人町民税非課税限度額の引き上げや、固定資産税の課税標準の特例措置を主に条文を整備し、平成14年4月1日適用となる部分に限定して条例改正を今回行おうとするものであります。

一つには、個人の住民税非課税限度額の引き上げ、16万円から20万円、二つ目に個人の町民税の非課税限度額の引き上げ、32万円から36万円、三つ目に固定資産税・特別土地保有税の読替規定等の整備が主な内容でございます。

それでは5ページの町税条例の一部を改正する条例、町税条例（昭和25年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。この説明にあたりましては、お手元に配布している別紙、議案第42号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び議案第42号参考資料に沿って説明をさせていただきます。

議案第42号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表、よろしいでしょうか。現行、改正案、摘要となっております。改正点につきましては傍線を引いてございます。それでは第17条の個人町民税非課税の範囲、第17条第2項中の改正であります。この点につきましては、地方税の税法一部改正による均等割額の非課税限度基準額の引き上げで、控除対象配偶者及び扶養親族を有する場合の加算額を16万円から20万円に引き上げる条文の整備改正でございます。この点につきましては、別紙、議案第42号参考資料ということで配布しております、個人の住民税非課税限度額、均等割及び所得割の範囲拡大に伴う課税額への影響比較書により説明させていただきます。区分としまして、均等割、後ほど所得割も出て参りますが、所得割の方が出てきた段階で説明させていただきます。上段が現行の13年度とありまして下段が改正案の平成14年度でございます。所得金額28万円、これは町税条例第17条2項、前年の合計所得額が28万円かける家族の人数プラス加算額が16万円から20万円に変わった内容であり、標準世帯の夫婦・子2人の被扶養者の例を取りまして、収入が214万3千円、これによる給与所得控除後の額の所得が131万8千円ということで、この28万円かける4人たす20万円は132

万円ということで、給与所得控除後の額131万8千円でありまして、132万円までが非課税であるという改正であります。

次に対照表に戻っていただきまして、1ページの第29条の3、町民税の申告がありますが、第5号の4様式と現行ではなっておりますが、これを第5号の4様式別表ということに地方税法施行規則の一部改正による様式の改正に伴う条文の整備でありまして、これは所得税の確定申告の様式の変更に伴う住民税の様式の変更による改正でございます。

次に2ページをお開き願います。附則であります、第5条第1項の改正でありまして、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等であります。この点につきましても所得割加算額の非課税限度基準額の引き上げに伴う条文の整備であり、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合の加算額を現行32万円から36万円に引き上げる内容の改正でありまして、これは先程の43参考資料の個人住民税非課税限度額の方の所得割改正案平成14年度に記載しておりまして、説明は先程の均等割と額は違いますけれども同じ内容につき、省かせていただきます。

次に、第6条の2第3項第1号の改正でありますけれども、この点につきましても、現行の第5号の4様式を第5号の4様式別表に改める所得税の確定申告の様式の変更による住民税の様式の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、第10条の読替規定ですが、これは固定資産税の課税標準の特例縮減に伴う条文の整備でありまして、民間活力活用特定施設整備法による特定家屋に対する第38条2項の削除でございます。これは、当町には該当のない事項でございます。

次に、3ページをお開き願います。読替規定第15条であります、これについては特別土地保有税の非課税の範囲縮減に伴う条文の整備でありまして、第38条第4項、民間活力を活用した特定施設に係る非課税措置の廃止に伴う読替規定の整備でございます。

次に、第15条の2であります、特別土地保有税の課税の特例でございます。8項が新設となっております。これは特別土地保有税の課税標準の特例拡充に伴う拡充及び項の移行に伴う条文の整備でありまして、この新設された31条の3の第9項であります、運輸施設整備施設事業団の業務用土地に係る課税標準の特例措置の拡充でございます。よりまして、現行の8項が9項に移動となる内容の改正でございます。

次に4ページをお開き願います。第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の

課税の特例であります。譲渡について適用が停止されていた税率39%を廃止することに伴う条文の整備であります。別紙議案42号参考資料ということで、黒くなった紙でございますが、左に今までの経過が載っておりまして、右側の中段に8,000万円がございます。14年度の改正分といたしまして平成15年度までの譲渡について適用が停止されている39%の税率を廃止し、32.5%真ん中になりますが、住民税7.5%、道民税が2%の住民税においては5.5%の7.5%にすることに伴う条文の整備でございます。

以上で恐れ入りますが議案6ページにお戻りいただきまして、附則でございます。施行期日であります。第1条この条例は公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する内容でございます。次に第2条に町民税に関する経過措置についてであります。別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成14年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成13年度分までの個人の町民税については、なお、従前の例による。という内容であります。

次に第3条、固定資産税に係る経過措置であります。平成14年3月31日までに取得され、又は建設されている事業の用に供された地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号。以下「改正法」という。）附則第10条第1項の規定によりなお従前の例によることとされている改正法の規定による改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）附則第38条第2項に規定する家屋に対して、これは先程読替規定のところでも申し上げました民間業者の能力の活用により整備された特定施設に係る地方自治法の特例でありまして、課税する固定資産税については、改正前の町税条例附則第10条の規定は、これは読替規定でありますけれども、なお、従前の例による内容でございます。

第4条、特別土地保有税に関する経過措置であります。平成16年3月31日までに取得される改正法第6条第14項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第31条の2第3項に規定する、これは先程もありましたが、幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による非課税措置の廃止に係るもので、する土地の取得に対して課すべき特別土地保有税については、改正前の町税条例附則第15条の規定、これは読替規定であります。なおその効力を有する内容であります。

2項といたしまして、新条例附則第15条2の規定は、これは特別土地保有税の課税の特例であります。平成14年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成13年度分までの土地に対して課する特別土地保有税

については、なお従前の例によるという内容でございます。

以上、議案第42号について説明を申し上げました。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第43号であります。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。この条例改正の要旨につきましては、先程、固定資産税のところでお申し上げた内容と同一につき、省略させていただきます。厚岸町都市計画税条例（昭和42年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。説明にあたりましては、議案第43号説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。附則4項でありますけれども、これにつきましては、北海道旅客鉄道株式会社に係る承継取得資産等についての関係でございます。課税標準の特例措置延長等に伴う条文、附則の摘要条項、移動・変更に伴う条文の整備でございます。

次に議案7ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する内容でございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。
初めに、議案第42号についてお諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり決しました。

議 長 次に議案第43号についてお諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決しました。

議 長 日程第7 議案第44号 平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。

ただ今上程いただきました議案第44号、平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算につきまして、提案の内容をご説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、平成14年第1回定例会に提案しました、厚岸町病院事業会計予算のなかで、第3条の収益的収入及び支出の予備費に、経常経費、緊急超過勤務手当を計上したところでございますが、これにつきましても予算審議の中で色々ご審議をいただいたところでございますが、経常経費であります給与費を予備費に計上することは財政運営上適当でなく、この度の補正予算で予算を組み替えするものでございます。

1 ページをお開き願います。第2条の収益的収入及び支出でございます。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。内容につきましては5ページをお開き願います。収益的支出でございます。1款、病院事業費用であります。これにつきましては、既決予定額と同額でございます。1項の医療費用であります。105万9千円の増額で、14億7千9百65万7千円の計上であります。1目、給与費であります。105万9千円の増額で、9億9千98万円の計上であります。節につきましては、13節、諸手当であります。超過勤務手当、105万9千円の増額であります。これにつきましては、予備費から組み替えによる増でございます。諸手当につきましては、1億29万7千円の計上であります。3款、予備費であります。105万9千円の減額で、30万円の計上でございます。1目、予備費でございます。105万9千円の減額で、30万円の計上でございます。1節、予備費であります。災害等緊急時超過勤務手当、これにつきましては給与費に組み替えによる減でございます。105万9千円の減で、30万円の計上でございます。1ページにお戻り願います。第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。第3条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものであります。職員給与費であります。105万9千円の増額で、9億9千98万円の計上であります。なお、2ページの平成14年度厚岸町病院事業会計補正予算実施計画並びに3ページから4ページ厚岸町病院職員補正給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上簡単な説明でございますけれども、今後この様な予算計上をすることのないよう十分注意し、予算編成に努めて参りますので、よろしくご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長
室崎議員

これより質疑を行います。10番、室崎議員
ちょっと病院から枠を超える部分もあるんですけども、勘弁してください。
超過勤務手当の話なんですけれども、これは今日の財政状況を鑑みてと思うんですけど、町予算全体においてたしか去年か一昨年 of 超過勤務手当を100として、その90幾つにするというマイナスシーリングを各部署において行っているというふうに聞いておりましたが、その内容を説明していただきたい。その上で、今回の病院の9億9千98万ですか、それはその基準内に納めてるのかどうか内容について説明願いたい。

議 長
総務課長

総務課長
13年度の総体の超過勤務手当の額7千万強を超える金額がですね、最終的に支給される予定な訳でありますけれども、14年度の当初予算において5千万円強のシーリングをかけ、全体的な超過勤務の縮減対策を、厳しい財政状況の中で当初予算計上したところでございます。そう言う中で、各セクションにおいてですね、おしなべて事業の見直しを含め、事業の進め方も含めて、それらの状況を含めてこの4月に入りまして、各課長を中心に超過勤務枠配当によって実施して参る、というふうに相成ります。ですから、この中で今回の病院の予算計上を含めてですね、従来の枠内の執行の部分を含めてですね、病院なりに考えた部分でですね、予備費の緊急時の対応ということで、当時考えられたと思っておりますけれども、全体といたしましては、この約5千万円程度の中の超過勤務の中よりこの1年間まずはやっていきたいと思っているわけです。なお、微調整含めて、これは行った超過勤務を支払わないということにはなりませんので、業務の改善含め、取り組みを含め、見直しをしていただきながら、物事を進めて参りたいと思っております。ですから今回この105万9千円というのは従前病院としては、超過勤務額としてかかっていたものとして考えますけれども、それにつきましても当然、従前の超過勤務の町の全体の方針の中の縮減の方向含めてですね、努力して行っていただきたいものだ、まあ、病院につきましては手術等含めてですね緊急時において収入の絡みをみて参りますと増減することは重々分かっておりますけれども、収入の伸びる部分で超過勤務手当が出されていくということはやむを得ないものと考えますが、一般的に今まで行っている事務事業含めて、検査事務を含めて全体的見直しの中で超過勤務というものを考えて行っていただきたいと4月以降指示を出したところであります。

議 長

病院事務長

病院事務
長

病院の超過勤務手当の関係でありますけれども、これにつきましては12年度の町全体の決算額の中で病院として約21%をですね、病院の額として14年度予算を計上させていただいたところですよ。13年度決算見込みと比較いたしますと、今回の災害時の分も含めると約55万7千円程減額となるわけでありまして、これにつきましても事務改善含めて縮減に努めていきたいと考えます。

議 長

10番、室崎議員

室崎議員

いや、あの私の質問が一部取り違えられてると思うんですが、この後、今年度色々合理化或いは無駄な経費を省いて縮減していきたいという話はこれは新年度予算の審議の時なんべんも聞かされておりますので、その点は十分理解しているつもりなんです。今回言っているのは、これは補正予算として出ていますがこれは新年度予算の話ですからね、だから、超勤手当なんてものは業務量が多くて超勤手当をどんどん出さなくちゃならない時に、今年は何パーセントのシーリングがあるから超勤はやって貰うけれどもお金は払いませんよなんてことは言えないんです。だから、その時には補正を組んで増やさざるを得ないんですと、これは当たり前のことだと思うんですよ。ただ、勿論仕事もしないのに残業してなんてことにはならない訳だからこれは業務量によって行われることだからそれは合理的に行われることは当たり前のことなんで、そんなことを聞いているのではない。どこまでも、新年度予算を組む時に、去年例えば5千万ついてたから今年5千万つけましようと言うような超勤のやり方ではなかったはずなんですよ。その辺の話は新年度予算の中でも多少出た様な気がするんですよ。で、それはどうゆう基準で行われてたのか、例えば、その今全体的な話をお聞きした上で病院としては例えば去年の超勤でもって1千万ついてたから今年は5%落として9,500万にしたとか或いは9千万にしましたと、それが全体的にここに出ている9,098万というのがその中身でございますというような話をきちっと数字をあげていただきたいんです。簡単な話なんです。

議 長

総務課長

総務課長

大変失礼いたしました。ま、あの12年度の決算ベースを含めまして、7,300万円全会計の超過勤務の総体額でございますけれども、これから財革委員会等の議論もございまして、2,000万円を減ずる、これは全て一般財源でございますので、それを含めて各課の今までの実績を踏まえてですね、業務配分といいますか超勤配分

をさしていただいているという様な内容でございます。

(「それは全体の話でしょ。病院はどうなってるの。」の声あり。)

議 長

病院事務長

病院事務

病院につきましては、ただ今の総務課長も申しあげましたように全体で、町も病院も併せまして7,244万円の12年度決算でございます、そこから2,000万を節減すると、その中の病院の比率が21.19%ですね、今回計上させていただいたのが当初の予算です。

議 長

10番、室崎議員

室崎議員

今の話では1回目の答弁と同じで何が何だか分からないんですけれども、ちょっと休憩してください。

議 長

休憩いたします。(休憩時刻10:42)

議 長

再開します。(再開時刻10:48)

議 長

病院事務長

病院事務

長

病院の超過勤務の当初予算の計上額でございますけれども、当初1,111万4千円の超過勤務を計上いたしました。これは災害の方は別でありますけれども、これの算出根拠につきましては12年度の病院の超勤の決算でございますけれども、1,535万3千円が12年度決算額でございます。これに対しまして、27.5%減額をいたしまして1,111万4千円を計上した内容でございます。その他に災害といたしましては町全体では700万の計上をしていただいております、その内の21.19%の105万9千を災害として計上させていただきまして、今回併せまして超勤につきましては1,217万3千円の計上と相成っているところでございます。

議 長

10番、室崎議員

室崎議員

何か、同じことをなんべんも聞かなきゃなんないから何回目だか分かんなくなってくる。えーと、というような話を最初に言ってくれば1回で済むんです。今のご答弁のような。それで、超勤の中の今出てきた500万かける0.2、1,059万という災害緊急時超過勤務手当というのが、マイナスシーリングの枠外だということなんですね。そして、それとマイナスシーリングの超勤手当を足したものがそれぞれの3月に行われた新年度予算でもって、超勤手当という枠の中に出てくる数字であって、その全体の基準の中で病院も行っていると、たまたま、何を思ったのかそれを予備費に書いてしまった為に凍結になってしまっただけのことだと。そう言うことで間違いはないんですね。

議 長 病院事務長
病院事務 その通りでございます。
長
議 長 他にございませんか。
 (なし)
議 長 なければ、質疑を終わります。
 お諮りいたします。
 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)
 ご異議なしと認めます。
議 長 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で、今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
 よって、平成14年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉会時刻10時51分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年4月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
